

学校法人に寄附をした場合の税制優遇について

個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、**一定額の控除を受けることができます。**

寄附金控除に係る制度は「**所得控除**」と「**税額控除**」の2種類があり、**寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。**

所得控除

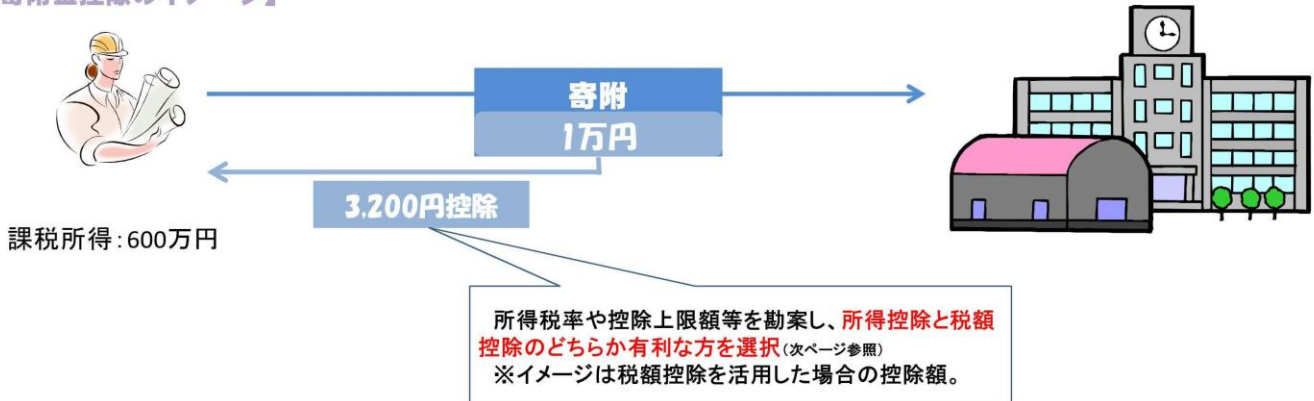
個人の所得税額の計算において、**年間の所得金額から寄附金額-2千円を控除。**

税額控除

個人の**所得税額から(寄附金額-2千円)×40%**を直接控除。

※所得税額の計算式 (年間の所得金額-各種控除額(寄附金控除含む))×所得税率=所得税額

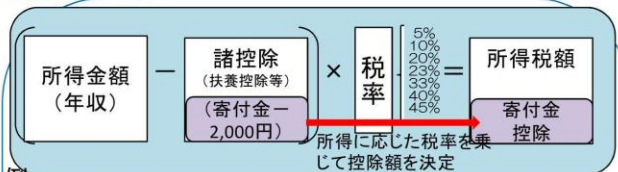
【寄附金控除のイメージ】



所得控除と税額控除の違い

◇所得控除

各寄附者の所得に応じた**税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定。**



例 (課税所得600万円の寄附者が1万円を寄附した場合) (10,000-2,000=8,000円) (税率20% 年収600万円の一般的な税率) (8,000×20%=1,600円を控除)

所得税率が高くない場合は、税額控除を選択した方が控除割合が高く、有利な場合が多い。

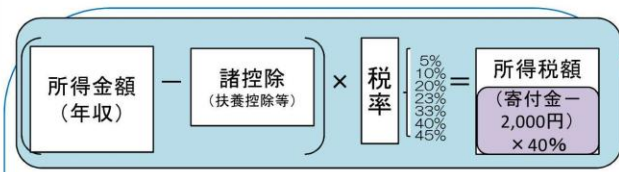
【控除限度額】

寄附金支出額が、**総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額。**

例 (課税所得600万円の寄附者が100万円を寄附した場合) (1,000,000-2,000=998,000円) (税率20% 年収600万円の一般的な税率) (998,000×20%=199,600円を控除)

◇税額控除

各寄附者の**所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の約4割を控除。**



例 (課税所得600万円の寄附者が1万円を寄附した場合) (税率に関わりなく 8,000×40%=3,200円を控除)

【控除限度額】

控除対象額は、**所得税額の25%を限度。**

例 (課税所得600万円の寄附者が100万円を寄附した場合) (税率に関わりなく 99,800×40%=39,920円)

ただし、控除の上限に達してしまうため、実際には**193,125円が控除限度額**

高額な寄附を行う場合は、税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用した方が有利な場合が多い。